

平成20年度

社会保険事業計画  
(案)

社会保険庁



# 目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	5
1. 年金記録問題への対応 -----	7
2. 適用事務に関する事項 -----	9
3. 保険料等収納事務に関する事項 -----	15
4. 保険給付事務に関する事項 -----	21
5. 社会保険オンラインシステムの見直し -----	24
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項 -----	26
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	31
8. 業務全般に関する事項 -----	37
9. 全国健康保険協会への移行に関する事項 -----	44
10. 日本年金機構の設立準備等 -----	46
III. 月次計画 -----	47
(1) 新規事業計画 -----	49
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	54
(3) 会議計画 -----	57
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	58
(5) 監察等計画 -----	59
(6) 研修計画 -----	60
(7) 保険局・年金局・地方厚生局関係 -----	65
IV. 付属参考資料 -----	67



# I. 事業運營方針



## 事業運営方針

### 【年金記録問題への対応】

まず、公的年金の加入・納付記録に関し、国民の皆様にも多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることについて、深くお詫び申し上げます。

平成20年度においては、この年金記録問題の対応について、平成19年7月に政府・与党で決定した方針に基づき、社会保険庁として職員一丸となって全力を挙げて取り組み、国民の制度・組織への信頼の回復を図っていく。

1. 基礎年金番号への記録の統合関係
  - ①すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）
  - ②「5000万件」の記録の内容の解明
  - ③「1430万件」及び「36万件」への対応
  - ④いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ
  - ⑤厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
  - ⑥共済過去記録の基礎年金番号への統合
  - ⑦基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止
2. 相談関係
  - ・「ねんきん特別便」送付に伴う年金相談体制の拡充
3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ
4. その他
  - ・年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

### 【新組織への移行準備】

一方、平成19年6月、日本年金機構法が成立し、社会保険庁は、平成22年に廃止され、新たに公的年金の事業運営を担う「日本年金機構」を設立することとなった。

また、これに先立ち、平成18年に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月には、政府管掌健康保険の運営が社会保険庁から切り離され、これを担う全国健康保険協会が発足する。さらに、同月には、保険医療機関の指導監督等業務が地方厚生（支）局に移管される。

これら新たな組織が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、その設立に向けた準備を鋭意進める。

## 【業務改革及びシステムの刷新】

また、平成16年より、「緊急対応プログラム」や「業務改革プログラム」等に基づき、各般の業務改革を実施してきたところであるが、全国健康保険協会及び日本年金機構の設立に向けて、社会保険の業務をできる限り高いレベルに引き上げるとともに、これら新法人における組織・業務運営が円滑に行えるよう、

- ・業務方法の見直し
- ・業務マニュアルの一層の整備
- ・業務の集約化の推進

に精力的に取り組むなど、更なる業務改革を進める。

社会保険オンラインシステムの刷新については、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づいて、計画的に取組を進める。

## 【業務の適正かつ重点的な実施】

昨年には、厚生年金・健康保険の保険料の徴収に係る不適正事務処理が明らかとなった。

不正防止対策の充実を図るとともに、適用、保険料徴収、保険給付等の各事務については、厳に法令遵守を徹底し、適正に実施する。

なお、平成20年度においては、年金記録問題への対応を最優先として総力を傾注することとし、

- ① 厚生年金等の適用事務において、事業所調査は、必要性が高い調査対象を選定し、重点的・効率的に実施する、
- ② 国民年金保険料の保険料等収納事務において、民間委託（市場化テスト）の拡大、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、免除・猶予制度の利用促進、強制徴収等を進めることとしつつ、平成19年度の実施状況を踏まえた行動計画を策定する

など、業務にメリハリをつけながら、各般の課題に対応しつつ、各事務を遂行する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、職員一人一人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚しながら、全力を挙げて各般の課題、業務に取り組む。



## Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述  
(但し、8、9、10は、社会保険庁が定める独自の目標)

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成20年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成20年度の見込数値を計上している。



## 1. 年金記録問題への対応

【目標】年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日）等に基づき着実に実施する。

### 【計画】

#### （1）基礎年金番号への記録の統合関係

##### ① すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

ア 基礎年金番号に未統合のオンライン記録「5000万件」とすべての年金受給者及び被保険者の方々のオンライン記録とのコンピューター上での名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある方に対して、平成19年12月から平成20年3月までを目途に加入履歴等を送付する。

イ また、平成20年度においては、名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての方々に対して、

・年金受給者の方については、平成20年4月から5月を目途

・被保険者の方については、平成20年6月から10月までを目途に加入履歴等を送付する。

##### ② 「5000万件」の記録の内容の解明

「5000万件」のうち、コンピューター上での名寄せだけでは特定できない記録については、具体的内容ごとに仕分けをし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を行っていく。

具体的な対策としては、

ア 死亡していると考えられる者の記録については、未支給年金について、公報等により該当者に申し出ていただく

イ 漢字カナ変換を使用した記録のうち、正しく変換されていないと考えられる記録については、年金手帳記号番号払出簿等を確認して記録を補正し、本人確認作業を行う

ウ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる方の記録については、広報等により周知徹底し、旧姓での職歴を申し出ていただく

などの取組を行っていく。

##### ③ 「1430万件」及び「36万件」への対応

マイクロフィルムで保管されている厚生年金の旧台帳の「1430万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36万件」の記録については、磁気ファイル化した上で、平成20年5月までを目途に年金受給者及び被保険者のコンピューターの記録と名寄せし、その結果、記録が結び付く可能性がある方にはその旨を通知する。

##### ④ いわゆる無年金者の方への記録問題に関するお知らせ

年金の受給資格を満たしていない方、いわゆる無年金者の方については、市町村の協力を得て、平成20年度の介護保険料納入告知書の送付の機会を活用して、注意喚起と記録の確認を呼びかけるチラシを送付する。

**⑤ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ**

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。

**⑥ 共済過去記録の基礎年金番号への統合**

共済組合等において保有しているいわゆる共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成20年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成21年度中を目途に厚生年金制度の一元化に向けて、基礎年金番号への統合を行う。

**⑦ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止**

ア 年3回、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、個別訪問等の徹底した調査を実施して、重複付番を解消する。

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査（上記4項目の一致を確認）の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。

**(2) 相談関係**

・「ねんきん特別便」送付に伴う年金相談体制の拡充

ア 平成19年度に引き続き、「ねんきん特別便専用ダイヤル」を設置し、基本的な質問に対して電話での即時対応を実施する。

イ 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口を拡充するとともに、社会保険出張相談（巡回相談）については、社会保険労務士の協力を得ながら、全ての市町村を対象に計画的に実施する。

ウ 日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。

エ 社会保険事務所に来訪できない認知症の高齢者等について、市町村や関係団体等の協力を得て対応する。

**(3) コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ**

「5000万件」の記録の解明・統合作業、「ねんきん特別便」によるすべての受給者及び被保険者の記録確認の状況の推移等を見据えつつ、実効性のある計画的・効率的な作業を進める観点から、平成20年度においては、以下の作業を行う。

ア 国民年金の特殊台帳等については、特例納付など複雑で特殊な記録であり、既にサンプル調査を終えていることから、平成20年度に突合せを実施する。

イ 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せについては、システム開発等の実施のための準備作業を進める。

ウ 厚生年金の被保険者名簿の記録の突合せについては、サンプル調査結果の分析を行い、優先順位や効率的な実施方法の検討を行うと共に、システム開発の実施のための準備作業を進める。

エ 半年毎に進捗状況の公表を行う。

**(4) その他**

・年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

平成19年度に引き続き、対象となる方に対して、時効特例給付支払手続用紙（ターンアラウンド方式）を送付する。

## 2. 適用事務に関する事項

### (1) 国民年金の適用の適正化

【目標】国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

#### 【計画】

#### ① 20歳到達者の完全適用等

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勸奨状を送付して届出手続の勸奨を実施する。
- イ 届出勸奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「事業改善法」という。)の関係規定の施行(平成19年7月)を踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない在日外国人を把握するため、市町村に情報提供を求め、適用勸奨を実施する。
- エ 事業改善法の関係規定の施行(平成19年7月)を踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムから34歳及び44歳到達者の情報を取得し、未加入者を把握した上で適用勸奨等を行う。

#### ② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。
- ウ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- エ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勸奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- オ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続きに誤りがないか、確認を行う。

#### ③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勸奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勸奨における連携を強化するための具体的方策を検討する。
- ウ 市町村を經由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けられるようにするため、社会保険オンラインシステムの最適化と併せて、システム開発を検討する。

	20年度見込	18年度実績
見込数値		
・第1号被保険者数	21,018,000人	21,230,496人
・第1号資格取得者数	5,190,000人	5,328,917人
・第1号資格喪失者数	5,371,000人	5,999,645人

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。

〔数値目標〕重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る

### 【計画】

#### ① 未適用事業所の適用促進

- ア 社会保険事務所・事務局毎に適用促進への取組目標や具体的なスケジュール等を定めた行動計画を策定し、適用の適正化に向けた確実な取組みを推進する。
- イ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用して民間委託による文書・電話及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の的確な把握に努める。
- ウ 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施する。
- エ 重点的な加入指導を実施しても自主的に届出を行わない未適用事業所については、立入検査のうえ、職権適用を実施する。
- オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。
- カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

#### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 平成20年4月の改正パートタイム労働法の施行を踏まえ、パート労働者等の適用の適正化については、喫緊の課題であることから、社会保険労務士等の民間委託の活用により、適用事業所におけるパート労働者等の適用促進のための巡回指導・説明を行う。
- ウ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう、事業所説明会や事業所調査において指導する。
- エ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- オ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- カ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。

キ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めめるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。

ク その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。

ケ 新規適用事業所の取消については、事務処理マニュアルを策定し、全国的に的確かつ適切な事務処理を徹底する。

コ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続（資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険住所変更届）について、磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。

※ 平成20年度の適用事業所に対する事業所調査の実施割合については、当面、年金記録問題への対応を踏まえ、定量的な数値目標の設定は行わないが、事業所調査は年金記録問題にも直結する重要な業務であり、

(ア) 年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査、

(イ) 被保険者からの確認請求に基づく調査、

(ウ) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査、

(エ) 賞与支払届を提出しない事業主に対する調査、  
について確実に実施する。

### ③ 後期高齢者医療制度への被保険者等の円滑な移行

ア 平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設され、政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者で、75歳以上の者と、65歳から74歳の者であって広域連合において一定程度の障害の状態である旨の認定された者については、後期高齢者医療制度の被保険者となることから、事業主に対し該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の適切な届出を行うよう指導する。

イ 新制度への円滑な移行が可能となるよう、ターンアラウンド方式により事業主あて、該当者の被保険者喪失届又は被扶養者（異動）届の送付を実施する。

### ④ 厚生年金特例法施行への対応

ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務先の事業主からの届出や保険料の納付が無かったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんがあった場合は、法令に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。

イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、法令に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。



		20年度計画	18年度実績	
計画数値	・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	28,961所	
	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	6,786所	
	・事業所調査効果件数 [資格得喪関係]	厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	48,440件
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	40,212件
	[標準報酬月額関係]	厚生年金保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	71,053件
		政府管掌健康保険	行動計画で定める件数(前年度を上回る)	69,562件
	見込数値		20年度見込	18年度実績
・新規適用事業所数				
厚生年金保険		101,000所	80,059所	
政府管掌健康保険		99,000所	78,973所	
船員保険		140所	194所	
・全被保険者資格喪失事業所数				
厚生年金保険		38,000所	41,634所	
政府管掌健康保険		38,000所	40,790所	
船員保険		200所	205所	
・適用事業所数				
厚生年金保険		1,714,000所	1,681,355所	
政府管掌健康保険		1,581,000所	1,548,534所	
船員保険		6,100所	6,237所	
・賞与支払事業所数(年度延数)				
厚生年金保険	1,878,000所	1,917,570所		
政府管掌健康保険	1,583,000所	1,627,092所		

船員保險	4,000所	4,131所
・資格取得被保險者数		
厚生年金保險	8,156,000人	7,254,341人
政府管掌健康保險	5,367,000人	4,930,497人
船員保險	25,000人	25,735人
・資格喪失被保險者数		
厚生年金保險	6,854,000人	6,448,290人
政府管掌健康保險	4,716,000人	4,555,635人
船員保險	26,000人	26,848人
・被保險者数		
厚生年金保險	34,885,000人	33,794,056人
政府管掌健康保險	19,910,000人	19,501,172人
船員保險	61,000人	63,499人
・被扶養者数		
政府管掌健康保險	16,195,000人	16,437,136人
船員保險	88,000人	97,657人

### 3. 保険料等収納事務に関する事項

#### (1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。

なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。

- ① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。
- ② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。

#### 【計画】

##### ① 未納者属性に応じた納付督促・勧奨の実施

市町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、その未納者属性区分に応じた取組を行動計画として具体化して実施する。

ア 未納者属性毎に最も効果的な対策を検討・実施し、実施結果の分析、評価を踏まえて随時行動計画の見直しを行い、さらに効果的・効率的な取組とする。

イ 市場化テストの対象社会保険事務所においては、毎週・毎月の情報提供を軸に、社会保険事務所と民間事業者の連携を強め、社会保険事務所においても民間事業者の実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言・提案を行うなど、双方が協力して目標達成に向けた取組を実施する。

ウ 度重なる督促・勧奨によっても納付又は免除等に結びつかない未納者のうち、一定の所得を有する者に対しては強制徴収を実施し、その他の未納者については、督促の内容や納付拒否の有無などを明らかにしておく。

##### ② 納付督促の実施

ア 社会保険事務所毎にa～dの督促業務の組み合わせによる効果的な督促を検討し、月別の行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…現年度の未納被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起

を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

b 電話…接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。

c 戸別訪問…戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。

また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。

d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。

イ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。

ウ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。

### ③ 強制徴収の実施

ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を行う。

イ 具体的には、未納者に対する「最終催告状」の発行から差押えの執行までの強制徴収の対象者を、平成20年度は年間35万人を目標に実施する。

ウ 最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、「督促状」を送付する。

エ 督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付に結びつかない未納者には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

オ 事業改善法の関係規定の施行（平成20年4月）を踏まえ、市町村と連携して、国民健康保険短期被保険者証の発行を活用し、完納者及び口座振替の獲得の増加を図る。

### ④ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知及び適正な運用

ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて保険料の全部又は一部の納付が免除される申請免除についての周知を図る。

イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度の周知を図る。

ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。

エ 保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間についての保険料の追納勧奨を実施する。

オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。

カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。

キ 卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に、必要な事項を印字した申請書を送付し、必要最小限の記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨を実施する。

- ク 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。
- ケ 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。
- コ 国民年金の免除等の申請書の入力等について、事務処理を事務局事務センターで集約して処理し、受付と入力処理の分離及びOCR（光学式文字読取装置）による処理とし、窓口装置からの直接入力の原則禁止を図る。
- サ 事業改善法の関係規定の施行（平成20年4月）を踏まえ、大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行できる仕組みの導入により、申請手続の簡素化を図る。
- シ 事業改善法の関係規定の施行（平成19年7月）を踏まえ、福祉事務所等から生活保護に関する情報の提供を受け、その情報を活用して免除等に該当すると思われる者には免除等制度の利用についての必要な届出及び申請の勧奨を実施する。
- ス 事業改善法の関係規定の施行（平成20年4月）により、年金受給権の確保の観点から、任意加入被保険者は、口座振替による保険料納付を原則とする。

#### ⑤ 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。
- イ コンビニエンスストア、インターネットバンキングによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。
- ウ 事業改善法の関係規定の施行（平成20年2月）を踏まえ、クレジットカードによる国民年金保険料納付を周知し、その利用促進を図る。
- エ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。

#### ⑥ きめ細かい情報・サービスの提供

平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、その証明書として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月（1月から9月末までに保険料を納付した者）及び2月（9月以前に保険料の納付実績がなく10月から12月末までに保険料を納付した者）に発行し、1年間の納付状況の情報提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図るとともに、当該証明書に係る照会対応のためのコールセンターを設置する。

#### ⑦ 民間委託（市場化テスト）の拡大

平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象にモデル事業として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テスト（未納者に対する保険料の納付督促、保険料の納付受託等）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づく民間競争入札の対象業務として、185カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成19年度：95カ所）。

⑧ 市町村、各種団体との連携・協力

ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。

(ア)一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大

(イ)中間層に対する督励事蹟に基づく納付督励の徹底

(ウ)免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大

イ 事業改善法の関係規定の施行（平成20年4月）を踏まえ、市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。

また、短期被保険者証の交付対象者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付できるよう、当該市町村が、納付受託機関となることができることとする。

ウ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。

		20年度計画	18年度実績
計画数値	・催告状発行件数	行動計画で定める件数	1,863万件
	・電話納付督励件数	行動計画で定める件数	545万件
	・戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1,627万件
	・最終催告状発送件数	行動計画で定める件数	310,551件
	・保険料納付月数	行動計画で定める月数	12,396万月
	・保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	18,701万月
	・免除件数	行動計画で定める件数	3,204,829件
	・若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	373,156件
	・学生納付特例件数	行動計画で定める件数	1,702,861件
見込数値		20年度見込	18年度実績
	・督促状送付件数	—	100,890件
	・コンビニ収納件数	1,216万件	749万件
	・追納件数	755,618件	615,003件

## (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

【数値目標】・保険料収納率<sup>注)</sup>

厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

【計画】

### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再び口座振替不能とならないように指導する。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 各社会保険事務局・社会保険事務所の徴収対策については、行動計画目標及び実施方針を策定し、それに基づく具体的な取組等を徴収対策会議において決定した上、確実な取組を推進する。

イ 滞納となった事業所に対しては、滞納の早期解消を図るために速やかに保険料の納付督促を行って、確実な徴収と滞納の長期化の防止に努める。

ウ 滞納整理に当たっては、滞納事業所に関する情報（倒産、不渡等）の早期把握に努めるとともに、十分な財産調査を行った上、適正・的確な滞納処分を徹底する。

エ 長期又は大口となった滞納事業所に対しては、その滞納整理状況等を十分に分析し、徴収対策を検討した上、計画的に滞納整理を実施する。

オ 滞納整理は、徴収調査支援システムを活用し、効率的かつ的確に実施する。

カ 滞納整理に当たっては、通知（平成19年8月13日付庁保険発第0813001号「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」及び平成19年12月26日付庁文発第1226001号「適正な差押えのオンライン入力処理の徹底について」）等に基づき、適正な事務処理の徹底を図るとともに、不適正な事務処理の再発防止に努める。

### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

- a 届出の受付  
社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出（7グループ19届出）の受付を行う。
- b 事業所説明会の開催  
社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施
- c 滞納整理の実施  
社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施
- イ グループ申請（電子申請）の利用促進  
・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。（7グループ19届出）

		20年度計画	18年度実績
計画数値	・差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	15,613件
	・滞納事業所数	前年度を下回る	108,070件
	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	1,452件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	3,193件
見込数値		20年度見込	18年度実績
	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	225,790億円	209,834億円
	政府管掌健康保険	67,724億円	66,403億円
	船員保険	590億円	621億円
	児童手当	1,967億円	1,358億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	229,385億円	212,612億円
政府管掌健康保険	69,088億円	67,752億円	
船員保険	636億円	670億円	
児童手当	1,973億円	1,365億円	



## 4. 保険給付事務に関する事項

### (1) 年金給付の的確な実施

【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

- ・ 老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）
- ・ 障害基礎年金：3か月以内
- ・ 障害厚生年金：3か月半以内

### 【計画】

#### ① 迅速な決定

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成19年度における達成状況の公表は平成20年5月日途）

イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。

ウ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。

#### ② 適正な届出の周知

ア 新規裁定の年金受給者に対する周知

- ・ 年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付

イ 老齢厚生年金受給者に係る届出の指導

- ・ 在職者の老齢厚生年金の全部又は一部支給停止の適正化を図るため、適用事業所の事業主から提出される算定基礎届の総括票により、60歳を超える厚生年金保険の被保険者となっていない就労者の人数の報告を求め、当該就労者が多い事業所に対する事業所調査を実施し、老齢厚生年金受給者に係る届出を適正に行うよう指導する。

	20年度見込	18年度実績	
見込数値	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,547,402部	2,048,781部
	・年金給付費 基礎年金（国民年金）	173,833億円	153,058億円
	厚生年金	238,689億円	222,541億円
	・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）	27,577,092人	25,419,830人
	厚生年金	28,230,541人	26,155,333人
	船員保険（新法）	2,282人	2,172人
	・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）	450,351人	475,151人
	厚生年金	2,365,803人	1,673,250人
	船員保険（新法）	92人	82人

## (2) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内

### 【計画】

#### ① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成19年度における達成状況の公表は平成20年5月目途）

#### ② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

#### ③ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		20年度見込	18年度実績
見込数値	・ 現金給付費 健康保険	2,971億円 (平成20年9月までの半年分の数値)	5,516億円
	船員保険	54億円	55億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.41日	1.42日
	船員保険	6.55日	6.44日

## 5. 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

### 【計画】

#### ① 5年間の業務・システム最適化計画の実施

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度から5年間で、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達等により、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの検討や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保
- キ 過去に行ったソフトウェア開発経費（いわゆる残債）の返済
- ク 初期コスト約1,150億円を投入し、刷新後は年間運用コストを35%程度（約300億円）削減

を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。

具体的な実施内容は、以下のとおりである。

#### ア 業務施策

##### (ア) 業務処理の効率化・合理化

##### a 手作業処理のシステム化

- ・OCR読取方式による届出入力
- ・紙による決裁の電子決裁化
- ・報告書集計作業のシステム化

##### b 既保有情報の活用

- ・事前送付（ターンアラウンド）帳票の拡大
- ・審査事務の簡素化（届書、添付書類等の情報と既存保有情報との機械突合による審査事務の簡素化）

##### c 他公的機関とのデータ連携

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの活用
- ・労働保険適用事業所情報を活用した未適用事業所抽出のシステム化

##### d 届書の電子媒体化の推進

- ・市町村経由の国民年金関係届出報告書の電子化（様式の統一、磁気媒体化による双方向の情報提供の実現）

##### e データ更新のタイミングの見直し

- ・コンビニエンスストア等の国民年金保険料収納記録の更新タイミングの早期化（納付済の者への納付書等の誤発送の減少）

#### イ システム施策

##### (ア) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化

- ・データ通信サービス契約（ハードウェア、ソフトウェア等について包括的にサービスの提供を行う長期契約）から脱却
- ・データ体系と業務処理体系の見直し及び特定の技術や製品に依存しない（汎用パッケージソフトウェアの活用等）オープンシステム化によるシ

システムの刷新

- (イ) ハードウェア資源の集約及び有効活用
  - ・年金給付システムのハードウェア資源の集約
- (ロ) データセンターの統合
  - ・現在、3ヵ所で分散運用しているセンター機能について、年金給付システムの運用を行うデータセンターに統合

ウ 安全性・信頼性の確保

- (ア) 個人情報の暗号化
  - ・個人情報送信の際の暗号化
- (イ) 利用者認証機能の強化
  - ・精度の高い認証方法の利用の検討

エ 調達施策

- (ア) 一般競争入札の原則化
  - ・一般競争入札の原則化
  - ・国庫債務負担行為の活用
- (イ) 著作権等の知的所有権の取得

オ 最適化の実施に向けた体制整備

- (ア) システム検証委員会による審査・確認機能の強化
  - ・厚生労働省CIO補佐官等の参加によるシステム検証委員会の設置
- (イ) システム企画・開発・運用工程の標準化
  - ・作業管理の精細化
  - ・進行管理における客観性の確保
  - ・複数の見積手法による見積精度向上
  - ・調達品質確保
- (ロ) システム部品の体制強化と専門性の高い職員の確保・育成
  - ・スキル育成のための研修の実施
  - ・専門性の高い職員の確保を図るため、民間のIT部門の実務担当者を職員として中途採用
  - ・外部専門家として工程管理業者等の有効活用

② 平成20年度の取り組み

ア 新規オープンシステムの構築については、平成18年度に次の5つに分割して調達を行った基本設計を踏まえ、詳細設計及びプログラム作成に着手

- ①適用業務ソフトウェア
- ②徴収業務ソフトウェア
- ③給付(受付・通知等)業務ソフトウェア
- ④支援系システム業務ソフトウェア
- ⑤基盤ソフトウェア及び統合業務

イ 新規オープンシステムの検証環境構築

ウ 記録管理システム及び年金給付システムで使用している業務サーバの集約

## 6. 広報、情報公開、相談等に関する事項

### (1) 広報活動の推進

【目標】社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上

#### 【計画】

#### ① 社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
  - ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
  - ・ 11月を「ねんきん月間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等と連動した広報活動を展開
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
  - ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
  - ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
  - ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
  - ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
  - ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
  - ・ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成20年度版を作成し、これらの広報素材を基に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。
- オ 年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。
- カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。
- キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。

② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育を、年金教育推進協議会の活用、教育関係機関との協力・連携を図ることにより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する。また、教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。
  - ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載
  - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・ホームページアクセス数	8,500万件	8,086万件
・新聞広報の接触率	前年度を上回る	30.1%
・年金セミナー 中学・高校生対象	35%以上	32.1%
大学生対象	前年度を上回る	23セミナー

## (2) 年金相談等の充実に関する事項

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。  
ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。

### 【計画】

社会保険庁では、団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務量の増加が見込まれることから、

ア まず、58歳到達者に対して、それまでの年金加入記録を通知し、記録の確認を行うとともに、併せて、希望される方には年金見込額試算を行い、(昭和21年1月2日以降に生まれた方を対象に、平成16年3月から実施)

イ 更に、この事前通知により記録の確認が行われた方々等に対しては、年金支給開始年齢の直前に予め氏名、住所、年金加入記録等を記載した裁定請求書を本人あてに送付するサービス(ターンアラウンド)を実施している。(平成17年10月から実施)

また、社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、

ウ インターネットを活用した年金個人情報の提供(平成17年1月から実施)

エ ネットワーク化により空いている拠点に電話をつなげるサービス「ねんきんダイヤル」の実施(平成17年10月から実施)

オ 更に、年金電話相談センターを効率化・機能充実の観点から、全国3カ所のコールセンターに集約することとし、まず、中央年金相談室を移転して、第1コールセンターを設置(平成19年7月)するとともに、続いて15カ所の年金電話相談センターを廃止して、第2コールセンターを設置(平成20年3月)

カ 年金記録照会専用電話「ねんきんあんしんダイヤル」の実施(平成19年6月から20年3月まで実施)、「ねんきん特別便専用ダイヤル」の実施(平成19年12月から実施)

キ すべての受給者及び被保険者の方々に年金加入履歴等をお知らせする「ねんきん特別便」の実施(平成19年12月から実施)

などに取り組んできた。

平成20年度においても引き続き、次の取組を実施する。

### ① 年金相談体制の充実

ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、また、「ねんきん特別便」の実施による相談の増加に対応するため、年金相談について以下のような取組を推進する。

- ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施
- ・ 毎週月曜日を中心とした平日における年金相談の受付時間の延長
- ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施
- ・ ねんきん月間(11月)における休日の年金相談の実施・障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施

イ 窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。

ウ 年金電話相談センターについて順次集約化を進め、コールセンターを整備す



ることにより効率化と機能の充実を図ることとし、平成20年8月に第3コールセンターを設置する。

- エ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、年金相談センターの移転及び廃止を行う。
- オ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎等を活用した相談事業を実施する。
- カ 年金相談担当者のレベル別研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。
- キ 民間における年金相談を促進する。このため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修を実施する。

## ② 年金個人情報の提供の充実

- ア インターネットによる年金個人情報の提供
  - ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
  - ・電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
  - ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、年金加入記録を即時に回答（平成18年3月～）
- イ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。
- ウ 平成20年度においては、年金記録問題への対応として、保険料納付実績や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」に代えて、加入履歴等をお知らせする「ねんきん特別便」を送付する。なお、「ねんきん定期便」については平成21年4月から実施することとする。
- エ 年金受給が近づいた58歳到達者に対しては、「ねんきん特別便」を送付するとともに、年金見込み額を別途通知する。
- オ 「ねんきん定期便」の導入に向けて、厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表の提供事業を活用し、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進する。（平成18年2月～）

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・ねんきんダイヤル応答率	80%	69.4%
見込数値	20年度見込	18年度実績
・年金相談者数（来訪相談者数）	11,200,000人	8,000,500人
・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	172,000件	176,339件
・年金加入状況の通知件数	11,370,000件	11,758,769件

### (3) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

【数値目標】 個人情報保護研修受研率：100%

#### 【計画】

#### ① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。さらに、端末操作に当たり、新たに生体情報認証を導入することにより、アクセス制御の厳格化を図る。
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

#### ② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・個人情報保護研修受研率	100%	99.9%
	20年度見込	18年度実績
見込数値		
・レセプト開示件数	4,200件	6,172件
	(平成20年9月までの半年分の数値)	
・情報公開法に基づく開示請求件数		
本庁分	63件	63件
地方分	3,980件	7,959件

## 7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

・ 政府管掌健康保険：内容点検 439円以上 外傷点検 218円以上

(平成20年9月までの半年分の数値)

・ 船員保険：内容点検 1,279円以上 外傷点検 1,353円以上

#### 【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。

イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。

ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。

エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。

オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。

カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。

イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確な債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、被保険者へお知らせする高額査定通知については適正に実施する。

#### ④ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進について、あらゆる機会を通じて、被保険者に対する周知広報を実施する。

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額		
健康保険（資格点検）	1,002円	2,012円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
見込数値	20年度見込	18年度実績
・医療給付費		
健康保険	16,365億円	37,242億円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	204億円	204億円
・医療費通知件数		
健康保険	19,826,000件	28,109,378件
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	63,000件	64,781件
・負傷原因照会件数	175,000件	344,578件
・求償件数		
健康保険	52,000件	125,975件
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	710件	721件
・求償決定額		
健康保険	2,807,000,000円	6,929,294,495円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	49,000,000円	55,275,397円
・レセプト点検効果額総額		
<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>		
健康保険（内容点検）	8,712百万円	17,052百万円
（外傷点検）	4,321百万円	8,466百万円
（資格点検）	19,906百万円	39,134百万円

## (2) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

### 【計画】

#### ① 被保険者に対する健診及び保健指導の実施

・被保険者に対する一般健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（※）、がん健診、肝炎ウイルス検査等を含む）等の実施

※ 40歳以上74歳までの被保険者に対し、一般健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目（腹囲、LDLコレステロール等）を実施。

・健診機関毎の健診契約の実施

・保健師による事業所訪問等での保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導（※）を含む）の実施

※ 特定健康診査の結果に基づき、腹囲（男性85cm、女性90cm）や追加リスク（血糖値、脂質、血圧）の多少及び喫煙率の有無等により、動機付け支援対象者（初回面談及び6ヶ月後の評価）と積極的支援対象者（初回面談及び6ヶ月間の継続的支援）に対象を区分し、保健指導を実施。

#### ② 被扶養者に対する健診及び保健指導の実施

・40歳以上74歳までの被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施

・契約取りまとめ機関と保険者グループとの集合契約により、特定健康診査（特定保健指導）実施契約を実施（※）

※ 従来より市町村が行ってきた老人保健法に基づく老人基本健康診査の契約形態（市町村と地域医師会等との健診実施契約の方式）を活用し、政管健保と健康保険組合等が共同し地域医師会等と特定健康診査等の実施契約を結ぶ。

#### ③ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上

・平成20年度の特定健康診査等の実施目標を達成するため、年度前半においても、年間の特定健康診査等実施率を目標とした事業を実施する。

・被保険者については現行の健診機関契約を拡充していくとともに、被扶養者については受診券（利用券）を交付し、今までと同様に地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、なじみやすく、受診しやすい健診とする。

(参考)

○国の基本方針(案)で示された実施率

・平成24年度において、特定健康診査70%、特定保健指導45%

○平成20年度の実施率目標

項目	区分	制度	健診の種別	実施率※1
特定健康 診査	被保険者	政管健保	一般健診 ※2	40%以上
			事業主健診からの情報提供 ※3	20%以上
		船員保険	一般健診	40%以上
			船員健康証明からの情報提供 ※4	20%以上
	被扶養者	政管健保	——	40%以上
		船員保険	——	35%以上
特定保健 指導	被保険者	政管健保	——	28%以上
		船員保険	——	20%以上
	被扶養者	政管健保	——	20%以上
		船員保険	——	20%以上

※1 特定健康診査の実施率は、40歳以上74歳までの加入者に対する、特定健康診査を受診した者(又は健診結果を保険者が取得した者)の割合である。また、特定保健指導の実施率は、特定健康診査を受診した者でメタボリックシンドローム予備群該当者と判定された者に対する、特定保健指導(動機付け支援及び積極的支援)を実施した者の割合である。

※2 特定健康診査の実施率として反映されるのは、40歳以上74歳までの一般健診受診者数である。

※3 事業主健診は、労働安全衛生法に定められ事業主に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

※4 船員健康証明は、船員法に定められ船舶所有者(事業主)に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

④ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康管理保健師等の活用による健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康(メンタルヘルス)のための講習会、相談会(電話相談を含む)等の事業を実施。
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導等の健康づくり事業等の実施

⑤ 保険者協議会等における医療費分析、他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

	20年度計画	18年度実績	
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	————	3,267,977人
	船員保険(40歳以上被保険者)	————	15,254人
	・事後指導実施者数	————	653,864人
	・特定健診実施者数		
	(健康保険)		
	被保険者：生活習慣病予防検診	2,437,000人	————
	(参考)事業主健診からの情報提供	1,218,500人	————
	被扶養者：	578,000人	————
		(平成20年9月までの半年分の数値)	
(船員保険)			
被保険者	16,060人	————	
(参考)船員健康証明からの情報提供	8,030人	————	
被扶養者：	11,860人	————	
・特定保健指導実施者数			
(健康保険)			
被保険者：	185,400人	————	
被扶養者：	28,800人	————	
	(平成20年9月までの半年分の数値)		
(船員保険)			
被保険者	1,740人	————	
被扶養者	860人	————	

### (3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

#### 【計画】

##### ① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、整理合理化を進める。

#### 【参考】

##### ○RFOへの出資状況（平成18年11月1日現在）

施設数	302
出資価格	201,653百万円

##### ○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成19年12月26日）

施設数	144
落札金額	66,034百万円（出資価格に対し、1.33倍）

##### ○RFOにおける平成20年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	90
-----	----

##### ② 社会保険病院及び厚生年金病院

社会保険病院及び厚生年金病院については、各般の意見を踏まえながら、地域の医療を損なうことのないように十分配慮し整理合理化の検討を進めることとする。



## 8. 業務全般に関する事項

### (1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。

- ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

注) アンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

#### 【計画】

#### ① 分かりやすい情報提供

ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況や年金記録問題の進捗状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。

ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

#### ② 窓口サービスの改善

ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。

イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。

ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査（いわゆる覆面調査）を継続的に実施する。

#### ③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 平成18年10月から、全国的に統一した業務マニュアルの運用を開始し、各種届出の様式等の統一化を図ったところであるが、更に、各種通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った見直しを行う。

イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づいて行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

④ 業務品質の向上及び標準化

- ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。
- イ 事業改善法の関係規定の施行（平成23年4月）に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

- ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。
- イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。
- ウ 被扶養者（異動）届を磁気媒体届書作成プログラムに追加し、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

⑦ 社会保障カードの検討

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード（仮称）」については、「電子私書箱（仮称）」（内閣官房、総務省、厚生労働省及び関係府省）の検討と連携しつつ、厚生労働省内において検討されているところであり、社会保険庁においても関係部局とも連携し検討を進める。

## (2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

### 【計画】

#### ① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 公共調達審査会、契約審査会及び第三者機関である公共調達監視委員会において、競争契約及び随意契約の事後審査を的確に実施する。
- オ 業務に使用する帳票等については、インターネットを活用した受発注システム（管理換WEB）を円滑に運用して適正な在庫管理を行い、調達コストの削減に努める。
- カ 予算執行に関する事業単位コードを活用し、適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理の一層の効率化及び職員のコスト意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。

#### ② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、随意契約等調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況、指摘事項の改善状況等に重点をおいて実施する。  
なお、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）については、現金亡失等の事故防止策として、引き続き実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

#### ③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。
- ウ 平成20年度から、予算書・決算書については、政策評価上の政策ごとに予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価における政策とを原則として対応させる見直しを行う。

計画数値	・ 競争入札割合 100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
	・ 調達コストの削減 調達計画額の10%以上を削減

### (3) 組織の改革

【目標】全国健康保険協会及び地方厚生（支）局への業務の移管に伴う組織改編、人員体制の整備及び社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

#### 【計画】

#### ① 全国健康保険協会及び地方厚生(支)局への業務の移管

平成20年10月の全国健康保険協会の設立及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局（支）局への移管に伴う、人員の円滑な移行及び移行後の組織の改編、人員体制の整備

#### ② ガバナンスの強化

- ア 本庁による全国統一的な業務管理
- ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
  - ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速な対応を図る。
  - ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
  - ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施（平成20年4月～）
- イ ブロック単位での広域的な取組の推進
- ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
  - ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
  - ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整の推進（平成19年4月～）。
  - ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
  - ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り
- ウ 数値による事業管理の推進
- ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
  - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）
- エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上
- ・管理職員にふさわしい人材の登用
  - ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
  - ・管理職員に対する研修
- オ コンプライアンス（法令遵守）の推進
- ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度（平成16年10月～）
  - ・外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口（平成18年6月～）
  - ・弁護士による内部通報の外部窓口（平成20年春）
  - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
  - ・各社会保険事務局の法令遵守委員会（平成18年7月～）
  - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者（平成17年2月～）
  - ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
  - ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用

- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）
- カ 開かれた組織運営
  - ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）
  - ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）
- キ 監察機能の強化
  - ・事務所監察においては、不適正事案の発生を踏まえ、法令に基づかない不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査をさらに充実させるとともに、再発防止に向けた改善対策の確認及び指導を強化
  - ・民間から任用した特別社会保険指導官の専門的知識を活かした監察内容の充実
  - ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
  - ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

### ③ 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導の人事を推進
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事を実施
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を拡大
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等を推進し、人材を育成
- ・本庁と事務局間及びブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の推進
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

### ④ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。

- ・社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。
- ・社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。
- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。
- ・社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

#### ⑤ 人事評価制度の推進

全職員を対象とした人事評価制度の実施（平成19年4月～）を通じ、上司と部下のコミュニケーションの向上を図ることにより人材育成・業務改善につなげ、組織全体のパフォーマンスの向上・業務の一層の効率的・効果的な遂行を図る。

#### ⑥ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。
- イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。
- ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。
- エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・接遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

#### ⑦ 本庁の体制強化及び社会保険事務所の内部組織の標準化の推進

- ア 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。
- イ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管に伴い、本庁内部部局については、医療保険課の廃止、総務部サービス推進課の運営部への移管の組織改編を行う。
- ウ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局への移管に伴い、各地方社会保険事務局において、保険課と年金課を統合して運営課を設置する等の組織改編を行う。
- エ 社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進めるとともに、平成20年10月までに、社会保険事務所の庶務課を他課に統合する。

#### ⑧ 業務の集約化及び外部委託の拡大

- ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。

※ 健康保険給付業務については、「9. 全国健康保険協会への移行に関する事項」の「(1) ②のア」を参照。

- イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。
- ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。
- エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、185カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成19年度：95カ所）。

⑨ **社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化**

社会保険庁LANの更改を平成20年4月に実施するとともに、窓口装置（WM）を庁LAN端末としても利用できるようにすることで、庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

## 9. 全国健康保険協会への移行に関する事項

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や被保険者サービスの向上など必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行させる。

### 【計画】

#### (1) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

##### ① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

- ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。
- イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。
- ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

##### ② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

- ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。
- イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

##### ③ 保健事業の充実

保健事業については、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の義務化に適切に対応するとともに、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(2) 保健事業の実施」を参照）

##### ④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 健康保険の医療費の適正化」を参照）



## (2) 健康保険業務の円滑な移行

### ① 全国健康保険協会システムの開発・移行

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発・テスト、データ移行を確実に進め、システムの円滑な移行を図る。

### ② 業務の移管の準備と円滑な移行

健康保険業務の円滑かつ確実な移行を図るため、必要な広報を実施し、事務所の設営、マニュアルの作成、研修などを実施するとともに、被保険者証の切替や新たな組織やシステム等に対応した業務実施体制づくりなど必要な準備を進める。

また、社会保険健康事業財団で行っている保健事業について、全国健康保険協会に円滑かつ確実な移行を図るため、必要な準備を進める。

## (3) その他

船員保険制度については、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」により、平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合、職務外疾病部門及び船員の独自給付部門は全国健康保険協会に移管することから、業務の円滑な移行を図るため、システムの構築や必要な調整等の準備を進める。

## 10. 日本年金機構の設立準備等

【目標】平成22年1月の日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。

### 【計画】

#### (1) 基本計画の策定

年金業務・組織再生会議の意見を踏まえ、政府として基本計画を策定する。

#### (2) 機構への円滑な移行のための準備

設立委員による機構の設立準備が円滑に進むよう以下の点を始めとする各般の準備作業を進める。

##### ① 機構の組織体制等の検討

機構の組織体制、諸規程等の案を作成し、設立委員会で検討する。

##### ② 間接業務システムの開発

機構の内部管理業務（人事・給与、会計、旅費業務等）を的確かつ効率的に処理するための間接業務システムの開発を進める。

##### ③ 機構への財産の出資

機構の業務遂行に必要な財産を国から機構に出資するために必要な不動産の境界の確定、地積測量等を行う。

##### ④ 事務所に係る準備

機構の本部やブロック組織の事務所の場所の選定や入居に向けた準備を行う。

##### ⑤ 健康保険組合の設立準備

機構の設立と同時に設立される健康保険組合の設立に必要な準備を行う。

##### ⑥ ①から⑤までの事項のほか、機構において組織及び業務の運営を的確に行うための措置について検討し、所要の作業を進める。

#### (3) 職員の採用のための準備

設立委員会において労働条件及び採用基準を決定した後、職員に対し希望の確認を行い、長官から設立委員に対し名簿の提出を行う。設立委員会において、審査の上、採用予定者を決定する。

#### (4) 機構の業務の実施方法に関する検討及び準備

① 法人化に伴う業務方法の見直し、国と法人の分離に伴う基本通達の整理、業務マニュアルの改定の作業を進める。また、集約事務センターの具体化の検討を行う。

② 国が機構に委託して行う業務のうち、年金受給権の裁定、保険料額の調定、納入告知などについての国の決裁事務処理を行うためのシステム開発を行う。

### Ⅲ. 月次計画



## (1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○													企 画 課 社会保険業務わが				
	2 社会保険庁端末設備の更改	・20年4月に社会保険庁LANの更改を実施 ・庁LAN更改に併せ、オープン化される窓口装置(WM)を庁LAN端末としても利用可能とし、20年10月以降、端末の一人一台化を図る。	☆	○													総 務 課 社会保険業務わが	①20年1～3月 業務端末オープン化 ②20年4月 庁LAN更改 ③20年10月 健保公法人分離後の レイアウト変更等に 併せ、一人一台化			
	3 コールセンターの整備	・中央年金相談室及び23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率のと機能の充実を図る。 具体的には19年7月に中央年金相談室を移転して第1コールセンターとし、20年3月に15箇所の年金電話相談センターを廃止して第2コールセンターを設置する。さらに20年8月に第3コールセンターを設置する予定。	○														第2コールセンター設置	○	第3コールセンター設置	企 画 課 社会保険業務わが	
	4 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る特別徴収の実施	・介護保険料については、指定機関を経由する新たな事務処理方式による特別徴収の実施 ・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施	☆	○														☆ ↑ 実施通知 廃止通知(※)	企 画 課 社会保険業務わが	(※)経由先の変更に伴う通知・事務処理要領等の廃止通知(介護保険)	
	5 日豪社会保障協定の実施	・日豪両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日豪両国の年金制度の加入期間の通算																	企 画 課 社会保険業務わが	未定	
	6 日蘭社会保障協定の実施	・日蘭両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日蘭両国の年金制度の加入期間の通算																	企 画 課 社会保険業務わが	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年医療保険制度改正に係る平成20年度施行分																		
	・後期高齢者医療制度の創設	・75歳以上の者→高齢者医療の被保険者(65歳～74歳の者であって、一定程度の障害の状態である旨の認定された者) →事業主に対する届出の勧奨	☆	○													医療保険課 社会保険業務センター		
	・自己負担割合の改正	・現行3歳未満(自己負担割合2割) →6歳に達する日以後の最初の3月31日以前(義務教育修学前)に拡大 ・高齢受給者の自己負担割合の据え置き	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター	
	・入院時生活療養費の支給対象者の拡大	・現行70歳以上→65歳以上に拡大	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター	
	・高額介護合算療養費の創設	・健康保険及び介護保険の自己負担限度額が高額である場合の負担軽減の観点から、高額介護合算療養費を新設(毎年8月1日から翌年7月31日の1年間の自己負担を合算し支給→21年度から)	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定															☆	○	医療保険課 社会保険業務センター
		[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正					☆	○											医療保険課
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・全国健康保険協会設立による被保険者証の切替えに伴う、被扶養者認定状況の確認を行う。	☆			○													医療保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
年金保険	1 制度改正関係																年金保険課 社会保険業務セク		
	(1) 平成16年制度改正関係 ・離婚時の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割	・離婚当事者等の婚姻期間のうち、被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者であった期間の扶養者の厚生年金保険料納付記録を、按分割合2分の1で分割できる仕組みを導入。	☆	○														年金保険課 社会保険業務セク	
	・国民年金保険料額の改定	・平成20年度の新保険料額による保険料の収納を行う。																	年金保険課 社会保険業務セク
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務セク		
	2 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者及び44歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。				☆	○											年金保険課 社会保険業務セク	
		・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課		未定
	3 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○													○	年金保険課 社会保険業務セク		
	4 国民年金保険料に係る強制徴収の実施	・市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を実施する。	○													○	年金保険課 社会保険業務セク		
5 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○													○	年金保険課 社会保険業務セク			
	・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。																年金保険課 社会保険業務セク	未定	
6 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。				☆											年金保険課			

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	7 「ねんきん特別便」の送付	<p>・「5000万件」の記録との名寄せの結果、記録が結び付く可能性のある方に対しては、平成19年12月から平成20年3月までを目途に「ねんきん特別便」を送付する。</p> <p>また、それ以外のすべての年金受給者及び被保険者の方々にうち、</p> <p>①受給者については平成20年4月、5月を目途に</p> <p>②被保険者については平成20年6月から10月までを目途に</p> <p>「ねんきん特別便」を送付する。</p>	○														企 画 課 社会保険業務(1)	
	8 免除手続きの簡素化 (ターンアラウンドの実施)	<p>・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。</p>					☆			○							年金保険課 社会保険業務(1)	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・年金分割制度の創設 第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)															社会保険業務セク	
		・国庫負担割合の2分の1への引き上げ (平成21年4月)																社会保険業務セク

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 表彰	・社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○		表 ○	彰 ○						企 画 課	
		・政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○		表 ○	彰 ○						医 療 保 険 課 年 金 保 険 課	
		・社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○		長 ○	官 ○	大 ○					企 画 課 (労働基準局)	
		・社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○		表 ○	彰 ○						総 務 課 企 画 課	
		・社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)					○										サ-ビス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆						○	○					企 画 課	
3 社会保険労務士試験							受 ○		験 ○	期 ○						企 画 課 (労働基準局)		
4 さわやか行政サービス推進月間	・行政サービスの総点検の実施等			○												サ-ビス推進課		
5 お客様満足度調査	・社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○								○		サ-ビス推進課		
6 窓口サービス実態調査	・民間の調査機関による窓口サービスの実態調査(いわゆる覆面調査)の実施															サ-ビス推進課	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)		○														医療保険課		
		・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査				○														
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						○			○	○						医療保険課		
	3 調査	・船員保険災害補償相当分収支状況調査		○															企 画 課	
		・老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)		○																
4 その他	・第50回船員労働安全衛生月間						☆	○										医療保険課 (国土交通省 海事局)		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
年金保険	1 表彰	・ 国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						議 ○		表 ○	○							年金保険課	
		・ ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰									○	—	—	○				年金保険課	
	2 ねんきん月間	・ 11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。								☆	○						年金保険課 企画課	ねんきん月間 11月	
	3 調査	・ 老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。〕									○	—	○					年金保険課	
・ 国民年金被保険者実態調査 〔国民年金第1号被保険者について、収入、国民年金に関する意識、保険料未納の理由などを調査し、事業運営の基礎資料とする。〕									☆	○			○				企画課	3年周期で実施	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## (3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。															企 画 課	年3回実施
	2 全国社会保険事務局長会議												○	○			総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時
	3 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。					○	○		○							総 務 課	
	4 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会			○	○						○	○					サービス推進課 経 理 課	
	5 統括地方社会保険監察官との打合せ			○					○						○		サービス推進課 経 理 課	
	6 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○											企 画 課	
	7 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。							○							○	総 務 課	
年金保険	年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。															社会保険業務センター	随時

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆														企画課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、適切な媒体を活用した広報を実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知等を適切な媒体を活用して実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
業務監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監察を実施</li> <li>・ 外部委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務監察の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理状況について</li> <li>・ 重点課題への取組状況について</li> <li>・ 前年度指摘事項の改善状況について</li> <li>・ 国民サービス向上の取組状況について</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況について</li> </ul> </li> <li>○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。</li> </ul>	☆			○+○ (地方庁)			○—○ (地方庁)				○—○ (地方庁)			サービス推進課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計機関における事故防止対策の取組状況</li> <li>・ 契約事務処理の適正性について</li> <li>・ 予算執行の経済性、効率性について</li> <li>・ 指摘事項の改善状況について</li> </ul> </li> </ul>	☆			○—○ (地方庁)			○—○ (地方庁)							経 理 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	・法令遵守 ・公務員倫理 ・個人情報保護		○													○	総務課 企画課	原則、毎年度第1四半期中に実施。ただし、新たに採用された職員については採用後速やかに実施。(個人情報保護研修)	
社会保険大学校における研修 I 集合研修	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	・新たに採用された一般職員及び社会保険事務所長(民間企業経験者)  [一般職員 17日] [社会保険事務所長 60日]	☆	○														社会保険大学校	一般職員は大学校研修終了後事務局においても5日間の研修を実施	
	(2) 一般職員研修	・採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 65人 19日]	☆		○	○	○	○		○	☆	○	○	○				社会保険大学校	年9回実施	
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 基本	・庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者  [各回 70人 5日]	☆			○	○												社会保険大学校	年2回実施
	ii) 適用・徴収	・当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者  [各回 60人 12日]										☆		○	○				社会保険大学校	年2回実施
	iii) 年金給付	・当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者  [各回 60人 12日]																	社会保険大学校	年2回実施 (実施時期未定)
	iv) 国年適用・収納	・当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者  [各回 60人 12日]	☆		○		○												社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 70人 5日]					☆			○		☆		○	○	○	社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修 i) 総合相談室長	・初めて総合相談室長となった者 [各回 50人 4日]															社会保険大学校	年2回実施 (実施時期未定)
	ii) 事務所長	・初めて事務所長となった者 [各回 70人 4日]	☆			○	○										社会保険大学校	年2回実施
	2. 業務別研修 (1) 指導医療官	・指導医療官 [47人 3日]	☆						○								社会保険大学校	
	(2) 医療事務	・地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長等 [47人 3日]	☆						○								社会保険大学校	
	(3) 社会保険審査官	・初めて社会保険審査官となった者 [47人 5日]					☆					○					社会保険大学校	
	(4) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [47人 5日]					☆					○					社会保険大学校	
	(5) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]										☆		○			社会保険大学校	
	(6) 会計事務	・初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [一般課程47人 5日]					☆					○					社会保険大学校	
		・会計組織を担当する課長若しくは課長補佐等 [管理課程47人 3日]					☆			○							社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	(7)年金給付・年金相談事務	・年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [47人 5日]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(8)適用・調査事務	・適用又は調査業務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [47人 5日]					☆						○				社会保険大学校	
	(9)徴収事務	・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務所の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 47人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]					☆					○	○	○			社会保険大学校	年3回実施 ・一般課程は11・12月実施 ・指導者養成課程は1月実施
	(10)国民年金保険料強制徴収事務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 47人 5日] [応用課程 47人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]	☆		○	○	○	☆	○	○							社会保険大学校	年5回実施 ・基礎課程は5・6月実施 ・応用課程は7・9月実施 ・指導者養成課程は10月実施
	(11)船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務所の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [40人 4日]					☆						○				社会保険大学校	
	(12)待遇指導者養成研修	・事務局、事務所の待遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [47人 4日]					☆							○			社会保険大学校	
II 通信研修	(1)国民年金保険料強制徴収実務研修(通信課程)	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、国民年金保険料強制徴収の職務遂行に必要な業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(2)年金給付・年金相談研修(通信課程)	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、年金給付・相談業務の職務遂行に必要な業務知識の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(3)リニューアル研修	・3級職員に対し、直近の社会保険関係法令知識を付与することを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
III ブロック別研修	待遇指導者養成研修	・事務局、事務所の待遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [360人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規採用者研修	・ 大学校研修で習得した基礎知識を実務に即応しうるものとするため、各種業務処理マニュアル等を活用し実施	☆	○													社会保険大学校		
	2 新規採用者フォローアップ研修	・ 大学校研修終了後6か月程度経過後、理解度診断テスト・討議等を実施					☆		○								社会保険大学校		
	3 新規配属者研修	・ 新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○												○	社会保険大学校		
	4 各種研修	・ 職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○												○	社会保険大学校		
	5 国民年金推進員研修	・ 採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○												○	年金保険課		
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・ 国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 [60人程度 3日]					☆					○					年金保険課	年1回実施	
	2 主任年金相談専門員等研修	・ 主任年金相談専門員又は年金相談専門員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 [50人程度 3日]				☆					○						企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施	
	3 主任年金相談員等研修	・ 主任年金相談員又は年金相談員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 [100人程度 3日]				☆					○						企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施	
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 [50人程度 2日]				☆						○					企画課	年1回実施	
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 [100人程度 2日]				☆☆☆				○		○				○		企画課	10月、11月、2月実施
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受けている者 [50人程度 3日]						☆		○								年金保険課	年1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
全国健康保険協会設立に係る「業務・システム」のインストラクター研修	1 管理者・業務研修等	・社会保険庁から全国健康保険協会へ円滑な業務の移管を図るため、大学校において協会の職員となるべき者の中からインストラクター研修を行うとともに、各事務局において研修を実施する。		☆	○	—	○										医療保険課	詳細については調整中
				☆	○	—	○											

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

## (7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
制度改正関係	1 70～74歳の患者負担の見直しの凍結関係	・70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を2割から1割に据え置くための所要の措置を講ずる。	☆	○	—	—	—	○									[保険局] 総務課 国民健康保険課 (社会保険庁)	
	2 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導の実施関係	・特定健診・特定保健指導の実施に係る医療保険者の義務的な取組に必要な費用の助成を行う。	☆	○	—	—	—	○									[保険局] 総務課 (社会保険庁)	
	3 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○													[年金局] 年金課	
会議関係	社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆	○									[保険局] 医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				☆	○	—	○									[保険局] 医療課	
指導監査・事務指導関係	1 保険医療機関等の指導監査	・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導)  ・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導</li> <li>・集団的個別指導</li> <li>・個別指導</li> <li>・監査</li> </ul>	☆		○	—	—	○									[保険局] 医療課 (地方社会保険事務局)  地方社会保険事務局	
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導		☆		○	—	—	○									[保険局] 医療課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰									○							[保険局] 保険課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰									○							[保険局] 保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
会議関係	1 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆	○												地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○												地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○												地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆	○												地方厚生局	
	5 後期高齢者医療広域連合等の指導監督	・後期高齢者医療広域連合等の実施主体に対する指導監督	(指導方針) ☆	○												地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型)導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等		○												地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等		○												地方厚生局	
	8 保険医療機関等指導監査	・保険医療機関等に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	
	9 全国健康保険協会(都道府県支部)指導監督	・全国健康保険協会(都道府県支部)に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	
	10 社会保険診療報酬支払基金(都道府県支部)指導監督	・社会保険診療報酬支払基金(都道府県支部)に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## IV. 附 属 参 考 資 料

	頁
1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について -----	69
2. 実績評価に関する関係法令（抜粋） -----	70
3. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則 -----	72
4. 平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標（案） -----	75





# 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁等改革基本法  
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価

↓  
目標設定  
(2月)

↑  
実績報告(平成19  
年度は10月)

↓  
実績評価(平成19  
年度は12月)

社会保険庁(本庁)

社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

運営評議会へ  
の中間報告

実績報告

○翌年度の計画  
への反映

↓  
全体計画案を示して地方  
計画を策定指示(2月)、  
調整後に確定(3月)

↑  
ヒアリング、指導・監察  
(サービス推進課・社会保険  
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険  
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の  
ための集計

実績報告

○翌年度の計画  
への反映

## 実績評価に関する関係法令 ～抜 粋～

### ○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

#### 第十六条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

### ○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

### ○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

## ○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

### I 政策評価に関する基本計画の指針

#### 5 事後評価の実施に関する基本的な事項

- エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

## ○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

### 7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

#### （4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

## ○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

### 5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

# 社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔平成13年3月〕  
厚生労働事務次官依命通達

## I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

## II 事務の実施準則

### 1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

#### 5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。  
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

## 平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）

平成20年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月）等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」（平成19年10月）等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

また、社会保険庁においては、

- ①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、
- ②平成20年10月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、
- ③平成22年1月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。

少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠である。

達成すべき目標	参考指標（平成18年度実績）
1 適用事務に関する事項	・第1号被保険者数 21,230,496人
(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。	・第1号資格取得者数 5,328,917人
	・第1号資格喪失者数 5,999,645人
(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。	・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 28,961事業所
○重点加入指導実施事業所数：前年度を上回る	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 6,786事業所

・事業所調査効果件数			
[資格得喪関係]	厚生年金保険:	48,440	件
	政府管掌健康保険:	40,212	件
[標準報酬月額関係]	厚生年金保険:	71,053	件
	政府管掌健康保険:	69,562	件
-----			
・新規適用事業所数			
	厚生年金保険:	80,059	事業所
	政府管掌健康保険:	78,973	事業所
	船員保険:	194	事業所
-----			
・全被保険者資格喪失事業所数			
	厚生年金保険:	41,634	事業所
	政府管掌健康保険:	40,790	事業所
	船員保険:	205	事業所
-----			
・適用事業所数			
	厚生年金保険:	1,681,355	事業所
	政府管掌健康保険:	1,548,534	事業所
	船員保険:	6,237	事業所
-----			
・賞与支払事業所数 (年度延数)			
	厚生年金保険:	1,917,570	事業所
	政府管掌健康保険:	1,627,092	事業所
	船員保険:	4,131	事業所
-----			
・資格取得被保険者数			
	厚生年金保険:	7,254,341	人
	政府管掌健康保険:	4,930,497	人
	船員保険:	25,735	人
-----			
・資格喪失被保険者数			
	厚生年金保険:	6,448,290	人
	政府管掌健康保険:	4,555,635	人
	船員保険:	26,848	人
-----			
・被保険者数			
	厚生年金保険:	33,794,056	人
	政府管掌健康保険:	19,501,172	人
	船員保険:	63,499	人
-----			
・被扶養者数			
	政府管掌健康保険:	16,437,136	人
	船員保険:	97,657	人



達成すべき目標

参考指標

2 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。

平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。

なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。

① 未納者の具体的状況や属性（所得、未納期間、住所の有無、納付意向（拒否の有無）など）を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。

② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を引き続き検討する。

・催告状発行件数	1,863万件
・電話納付督促件数	545万件
・戸別訪問件数	1,627万件
・最終催告状発送件数	310,551件
・保険料納付月数	12,396万月
・保険料納付対象月数	18,701万月
・免除件数	3,204,829件
・若年者納付猶予件数	373,156件
・学生納付特例件数	1,702,861件
・督促状送付件数	100,890件
・コンビニ収納件数	749万件
・追納件数	615,003件

(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

・差押え実施事業所数（実事業所数）	15,613件
・滞納事業所数	108,070件
・労働保険との共通調査事業所数	1,452件
・労働保険との共通滞納事業所選定数	3,193件
・保険料収納率	厚生年金保険：98.7% 政府管掌健康保険：98.0% 船員保険：92.6%
・口座振替実施率	厚生年金保険：84.0% 政府管掌健康保険：85.2% 船員保険：56.4%

○保険料収納率<sup>注)</sup>

厚生年金保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：92%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

○口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

達成すべき目標	参考指標
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>障害基礎年金：3か月以内  障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,048,781部</p> <hr/> <p>・年金給付費 基礎年金（国民年金）：15兆3,058億円  厚生年金：22兆2,541億円</p> <hr/> <p>・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）：25,419,830人  厚生年金：26,155,333人  船員保険（新法）：2,172人</p> <hr/> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）：475,151人  厚生年金：1,673,250人  船員保険（新法）：82人</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内  出産手当金：3週間以内  出産育児一時金：3週間以内  家族出産育児一時金：3週間以内  埋葬料（費）：3週間以内  家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>・現金給付費 政府管掌健康保険：5,516億円  船員保険：55億円</p> <hr/> <p>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）  政府管掌健康保険：1.42日  船員保険：6.44日</p>
<p>(3) 年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）、「年金記録問題に関する今後の対応」（平成20年1月24日）等に基づき着実に実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標
4 社会保険オンラインシステムの見直し (1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	

達成すべき目標	参考指標
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の35%以上</p>	<p>・ホームページアクセス数 8,086万件</p> <p>・新聞広報の接触率 30.1%</p> <p>・年金セミナー 中学・高校生対象 32.1% 大学生対象 23セミナー</p>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p>・ねんきんダイヤル応答率 69.4%</p> <p>・年金相談者数（来訪相談者数） 8,000,500人</p> <p>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 176,339件</p> <p>・年金加入状況の通知件数 11,758,769件</p>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率：100%</p>	<p>・個人情報保護研修受研率 99.9%</p> <p>・レセプト開示件数 6,172件</p> <p>・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分：63件 地方分：7,959件</p>

達成すべき目標	参考指標
<p>6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）          政府管掌健康保険：内容点検 439円以上                                            外傷点検 218円以上          船員保険：内容点検 1,279円以上                                            外傷点検 1,353円以上</p> <p>※政府管掌健康保険については平成20年9月までの半年分の数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者1人当たりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検） 2, 012円</li> <hr/> <li>・医療給付費 健康保険： 37, 242億円 船員保険： 204億円</li> <hr/> <li>・医療費通知件数 健康保険： 28, 109, 378件 船員保険： 64, 781件</li> <hr/> <li>・負傷原因照会件数 344, 578件</li> <hr/> <li>・求償件数 健康保険： 125, 975件 船員保険： 721件</li> <hr/> <li>・求償決定額 健康保険： 6, 929, 294, 495円 船員保険： 55, 275, 397円</li> <hr/> <li>・レセプト点検効果額総額（政府管掌健康保険）            内容点検 17, 052百万円            外傷点検 8, 466百万円            資格点検 39, 134百万円</li> </ul>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70％、特定保健指導45％）の達成に向けて、特定健康診査40％以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28％以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施者数 健康保険（40歳以上被保険者） 3, 267, 977人 船員保険（40歳以上被保険者） 15, 254人</li> <hr/> <li>・事後指導実施者数 653, 864人</li> </ul>
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化計画を実施する。</p>	

